

## 11. 修学上の注意

### 1) 気象警報発表時等における授業の取扱いについて

- ・メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・学生の皆さんの居住地又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

#### 1. 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報\*」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

\*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

#### 2. 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ(以下、「運休」という。)となった場合(一部区間の運休を含む)、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

- ①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：大阪梅田－宝塚間）又は  
大阪モノレール（全線）
- ②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：大阪梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）又は  
大阪モノレール（全線）
- ③箕面キャンパス 大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田－千里中央間）  
又は大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

### 3. 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を超過しても解除されない場合	全日授業休業

注1 連合小児発達学研究科については、別途当該研究科からメールにより取扱いを連絡します。

注2 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

### 4. 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記2の取扱いに従うこととします。

### 5. 災害に伴う避難勧告又は避難指示発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

### 6. その他

(1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地又は通学経路にある地域で、上記1と同様の気象警報が発表された場合、上記4と同様の地震が発生した場合、上記2以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

(2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難勧告等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

## 2) 理学研究科開講の授業・試験欠席の取り扱いについて

下表の欠席事由により理学研究科開講の授業を欠席した場合、授業担当教員は学生が履修上不利とならないよう配慮を行うものとして定められています。ただし、配慮内容は授業担当教員にて個別に検討されます。授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。

欠席事由	配慮を要する期間	必要書類
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する <u>出席停止</u> の期間	診断書 等 「病名」、「出席停止期間」が特定できるもの
親族（3親等以内）が死亡した場合	通夜、葬儀などのために要した日数 ・配偶者、1親等 連続7日以内 ・2、3親等 連続3日以内	死亡診断書、 会葬礼状 等
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日	裁判所からの呼出状 等
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日	不要
教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」を行う場合	・「教育・養護実習」を実施する期間 ・「介護等の体験」を実施する期間	欠席届

(備考)

- ・学校感染症以外の疾病・負傷等のその他やむを得ない事由

授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。

- ・教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」

実習・体験申込者に配付される欠席届（専用様式）を使用してください。配付時期等は、教職課程ブックレットにてご確認ください。なお、他の理由でも欠席を繰り返したり、欠席した授業科目を自習しなかったりして、学習成果が各授業で求められる水準に達していない場合、単位修得はできません。

- ・教職課程に係る「総合演習」及び「教職実践演習」

履修上不利とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。

- ・課外活動による欠席

原則として履修上不利とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。

### 3) 不正行為を行った場合の取扱いについて

試験等において学生の不正行為が確認された場合は、当該学生が当該学期・セメスターに履修したすべてまたは一部の科目の成績評価を無効とする処分を科し、その旨を学内に公表します。レポート・論文等の作成における盗用・剽窃・捏造等の行為も不正行為として処分の対象となります。

## 12. 海外渡航届システム

在学中に海外へ渡航する場合は、海外渡航届システムへアクセスし渡航情報を登録してください。テロ事件をはじめ災害や感染症の発生など、万が一海外で緊急事態が発生した場合、大阪大学ではシステムの登録内容を元に海外渡航中の学生の皆さんの安否確認を行っています。

留学・学会参加・海外旅行・留学生の一時帰国など公私に関わらずいかなるケースにおいても必ず出発前に登録するようお願いします。

◆大阪大学ホームページ

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/Studyabroad\\_crisis\\_management/assovr](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/Studyabroad_crisis_management/assovr)



◆海外渡航届システムへの登録はこちらから

<http://osku.jp/m0783>

